

議案第 1 4 号

第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年清水町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第17条 第2号会計年度任用職員（英語指導助手及び国際交流員を除き、任期の定めが6月以上の者に限る。）の勤勉手当については、給与条例第16条の2の3の規定の例による。

2 第16条第2項の規定及び給与条例第16条の2及び第16条の2の2の規定は、第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。